

令和 6 年度

第 1 2 回一宮市農業委員会総会

議 事 録

と き：令和 7 年 3 月 2 7 日（木）

ところ：一宮市役所本庁舎 1 4 0 1 会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第12回総会 議事録

令和7年3月27日（木）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2

第1号議案 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図の変更素案決定について

日程第3

第2号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

日程第4

第3号議案 農業委員会による最適化活動の目標について

日程第5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について

日程第6 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 事業計画変更承認報告について

報告第4号 現況証明報告について

報告第5号 農業委員会事務局の人事について

<出席委員>

(農業委員：18名)

1 番 酒井 敏夫	2 番 岩田 良彦
3 番 奥 智子	4 番 熊澤 宣明
5 番 坂井 利弘	6 番 林 泰江
7 番 (欠席)	8 番 佐野 正実
9 番 岩田 健司	10 番 酒井 正明
11 番 小島 かな子	12 番 内藤 秀基
13 番 青山 真由美	14 番 佐々 均
15 番 浅野 富士男	16 番 星野 幸代

17番 成瀬 宏満

18番 杉本 ひろ子

19番 江寄 正雄

(農地利用最適化推進委員：14名)

1番 (欠席)

2番 伊藤 末雄

3番 伊藤 則夫

4番 後藤 一敏

5番 重松 健三

6番 柴山 守男

7番 木全 博

8番 浅井 孝義

9番 (欠席)

10番 立山 克生

11番 (欠席)

12番 後藤 充治

13番 梶田 政弘

14番 森 義光

15番 市川 隆久

16番 大宮 憲治

17番 川井 達朗

<欠席委員>

(農業委員：1名)

7番 近藤 篤誼

(農地利用最適化推進委員：3名)

1番 木村 光男

9番 安田 正雄

11番 青山 豊

<事務局>

事務局長 長谷川 明

専任課長 角田 篤彦

課長補佐 近藤 周二

課長補佐 加藤 勝明

開 会 (午後2時00分)

【長谷川事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和6年度第12回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【長谷川事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後2時05分）

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第12回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中18名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。16番 星野幸代委員さん、17番 成瀬宏満委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「第1号議案 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図の変更素案決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

事前に郵送いたしました、「第1号議案 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図の変更素案決定について」をご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画について、同法第20条第2項の規定に基づき作成する地域計画目標地図の変更素案を決定願うものです。一宮市の地域計画は、「旧一宮市地域」「旧尾西市地域」「旧木曾川町地域」の3地域で策定され、令和7年3月10日に公告されました。この地域計画の目標地図では、令和6年10月29日の農業委員会総会で決定した「目標地図の素案」に基づき、「農業振興地域内の農用地区域内農地、いわゆる青地のうち、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定により、農地中間管理機構を介した貸借や相対により貸借された農地」を位置付けています。そ

のため、「目標地図」の素案策定後に、新たに利用権が設定されたり、解約又は契約が終了した筆は反映されておりません。今回、目標地図の追加又は削除を行い、最新の状況に変更するものです。1枚おめくりください。

目標地図に新たに位置づけする筆一覧です。16筆、10,971㎡となります。裏面をご覧ください。目標地図から削除する筆一覧です。21筆、11,980㎡となります。以降は、この「目標地図に新たに位置づけする筆」「目標地図から削除する筆」を反映した、「地域計画目標地図変更素案（案）」となります。変更後の目標地図素案では、位置づけをした筆数は1,137筆、面積は704,373㎡となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明がありました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、第1号議案「農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図の変更素案決定について」は、異議なしとさせていただきます。

続きまして、日程第3「第2号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議題とします。本日、市農業振興課の担当職員が同席しておりますので、除外・編入の案件につきまして説明をお願いいたします。

【浅井農業振興課長】

皆様には、日頃から、市の農政全般に渡り、ご支援、ご協力をいただいておりますこと この場をお借りしてお礼申し上げます。

では、「第2号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」をお願いいたします。はじめに、「一宮市農業振興地域整備計画の全体見直し」については、昨年9月27日に開催の農業委員会で、皆様からご意見を頂戴しまし

て作業を進めておりましたが、おかげさまで明日２８日に、見直し後の「農業振興地域整備計画」を公告できることとなりましたので、ご報告申し上げます。

また、「農用地利用計画の変更の申出」、平たく言いますと、「農振除外・青地除外の変更の申出」につきましては、この全体見直しの影響から昨年２月締切分を最後に受付を停止しておりましたけれど、本日の議案となっております２月締切分から受付を再開しております。

本日は、この２月締切分について、第２号議案としてご意見を願いますのでございます。議案の詳細については、担当から説明させていただきますので、よろしく お願いいたします。

【渡辺主査】

農業振興課の渡辺です。それでは、資料第２号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」の説明に入ります。着座にて失礼します。

本議案は、２０２４年１２月２日から２０２５年２月１４日までに各事業計画者より申し出のありました、除外１７件、編入１件の農用地利用計画の変更について記載しています。なお、関係各課との協議の結果、他法令の許認可の見込みがあることを確認しております。資料の見方ですが、１枚めくっていただきますと、見開きで上には配置図が、下には申出者や該当地の詳細図が記載してあります。番号はそれぞれ左上に記してあります。地図上の緑色は農用地区域内農地、ピンク色は除外の申出地、薄ピンク色は編入の申出地、黄色は実家や本家、事業地や既存駐車場、オレンジ色は農業用施設用地、青色は一体利用地を示しており、右端の「意見等」の欄は、該当する土地改良区などを記載しております。各土地改良区と農協からは、いずれも計画変更は“やむを得ない”との御意見をいただいています。各申出地につきましては、いずれも周辺土地で交渉を行い不調となっており、除外はやむを得ないものと考えます。それでは、個々の説明に移ります。

１番から３番は分家住宅です。１番は柚木夙、２番は木曽川町外割田、３番は上祖父江での分家で、いずれの申出者も家財道具が増え、現在の借家では手狭になってきたため、申出地に分家住宅を計画しました。４番、自己用住宅です。申出者は、高齢となり生活に不自由なことが多くなってきたため、何かあったときに駆けつけてくれる娘の居住地の近くに自己用住宅を計画しました。５番 有料老人ホーム及びデイサービスです。申出者は申出地南側でサービス付き高齢者向け住宅及びデイサービスを運営していますが、現施設でやむを得ず断ってきた末期がんや２４時間医療が必要な方も受け入れできるよう、代表取締役が開業医をしている診療所の近くで、有料老人ホーム及びデイサービスを計画しました。６番 診療所、有料老人ホームです。申出者が運営している申

出地南側の診療所が、築30年以上経過し老朽化が著しい状態です。また、2023年に北方町で有料老人ホームを開業しましたが、入居待ちの方が多数いる状態です。これらの状態を改善するため診療所と有料老人ホームを計画しました。7番、物流施設です。申出者は、近年、新型コロナウイルスの流行やネット通販の成長により取扱量が増加し、今の倉庫では手狭になってきたため、新たに物流施設（倉庫）の建設を計画しました。8番、駐車場です。飲食コーナーの駐車場が不足し、来店客に迷惑をかけている状況に対応するため、駐車場の増設を計画しました。9番、駐車場です。申出者は、自動車部品の製造販売を主に経営していますが、受注量の増加に伴い、搬出入するトラックの駐車スペースが十分に確保できないため、効率が悪い状態になっています。この状態を改善するため駐車場の増設を計画しました。10番、駐車場です。申出者は、申出地西側にて花屋を運営していますが、繁忙期には臨時スタッフを雇い、駐車場は近隣の飲食店の駐車場を短期間借用し急場をしのいでいる状態であるため、駐車場の増設を計画しました。11番、駐車場です。申出者は、申出地北側にて整形外科を運営していますが、診察後の処置やリハビリテーションに時間がかかるため、混雑時には駐車場が不足し通路部分にも駐車している状態です。この状態を改善するために駐車場の増設を計画しました。12番 駐車場です。申出者は電気工事業を営んでいますが、事業の拡大に伴い 資材置場の確保を優先したことにより、逼迫してきた駐車場の増設を計画しました。13番、駐車場です。申出者は、自動車修理業を営んでいますが、修理が重なった場合は、敷地内での動線が確保できず、車の出し入れの際に一時的に路上に停車して対応している状況であるため、駐車場の増設を計画しました。14番 資材置場です。申出者は土木業を営んでいますが、受注のたびに、一時的に資材置場を借りており、毎回移転先を探さなければいけない状況であるため、申出地に資材置場を計画しました。15番 資材置場です。申出者は、土木資材販売業を営んでいますが、近年、受注量が増大したことにより、資材置場が手狭となり顧客の依頼に対応することができない状態であるため、資材置場の増設を計画しました。16番 資材置場です。申出者は、建築用足場の組立を主に運営していますが、資材置場として貸借していた資材置場2か所の返却を土地所有者から求められたため、資材置場を計画しました。17番 遊水地です。愛知県による河川整備計画の一部です。申出地より上流部では、浸水被害がたびたび発生している状況です。洪水時のピークカットにより浸水被害の低減を図るため遊水地を計画しました。18番は、編入です。申出者は、2022（令和4年）年11月に都市ガスを輸送するための設備の設置をするため申出地を除外しました。申出者が実際事業を進めようとしたところ、一体利用地の土地の利用者の中から反対の声が上がり断念せざるを得なくなったため、農用地

区域内農地（青地）に編入するものです。

以上、２０２５年２月締切の除外・編入申出の説明とさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、市農業振興課より説明がありました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

【浅野委員】

編入についてお尋ねします。計画の中止により編入するとのことですが、農振除外や農地転用許可は必要性があって許可されるものです。このような、事業が完了していない事例は、他にもあるのでしょうか。

【浅井農業振興課長】

農振除外につきましては、確実に事業が実施される必要がございます。ただ、今回の案件につきましては、事業が頓挫したため、編入を行うものでございます。今後も監視を続けてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

【熊澤議長】

他にご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

他にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、第２号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」は、異議なしとさせていただきます。

それでは、農業振興課職員には退席していただきます。

<市農業振興課職員 退席>

【熊澤議長】

続きまして、日程第4「第3号議案 農業委員会による最適化活動の目標について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

第3号議案の「農業委員会による最適化活動の目標について」ご説明申し上げます。

令和4年2月2日付、農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化推進活動の推進等について」に基づき、農業委員会は毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、農地法第37条の規定によりその結果を公表するとともに、都道府県知事に報告することとされています。今回は「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について、ご審議のうえ決定していただくものです。本日、お手元にお配りしましたA4縦両面印刷2枚組の用紙をご覧ください。

「Ⅰ. 農業委員会の状況」につきましては、令和7年4月1日の状況で記載してあります。1枚目の裏面をお願いします。

「Ⅱ. 最適化活動の目標」の「1 最適化活動の成果目標(1)農地の集積」につきましては、「①現状及び課題」として、管内の農地面積2,690haに対し、これまでの集積面積が95.7haですので、集積率は3.6%となります。課題としては、経営規模の拡大を希望する認定農業者等の借り手が少ないこと、分散化したほ場の集積化を図る必要があること、農地中間管理機構の活用により担い手への利用集積を進め、規模拡大や作業効率の向上を図る必要があることを挙げております。「②目標」として、農地の集積の目標年度を令和14年度、集積率を50%としております。一宮市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」では、効率かつ安定的な農業経営を営む者(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営)が利用集積(自己所有、借入れ、特定農作業受託)している面積が、地域における農用地に占める面積のシェアの目標を50%と設定していることによるものです。当市の集積率は低い状況にありますが、今後も農地中間管理機構の活用により担い手への利用集積を進め、規模拡大や作業効率の向上を図る必要があることから、今年度の新規集積面積を40haとし、今年度末の集積面積の累計は135.7ha、集積率を5.0%と設定します。

「(2) 遊休農地の解消」につきましては、「①現状及び課題」の1号遊休農地面積は、令和6年度の利用状況調査により15.2haと判明しました。うち緑区分の遊休農地面積は同じく15.2haです。黄区分の遊休農地はありません。この緑区分とは、草刈等により耕作することが可能な遊休農地です。また、黄区分とは、基盤整備等の条件整備により再生可能となる遊休農地で、関係機関と協議

のうえ工程表を策定することを目標とするものです。課題としては、遊休農地所有者への意向調査を実施し、自ら耕作できない農地を担い手へ結びつけることが必要としております。「②目標」の「ア既存遊休農地の解消、a 緑区分の遊休農地の解消」については、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地を5年間で解消することとされておりますので、解消目標面積は2.9haとなります。また、「イ新規発生遊休農地の解消」は、前年度（令和6年度）に新たに判明した緑区分の遊休農地を当該活動年度に解消することを目標とするので、令和6年度に新たに判明した2.6haが解消目標となります。

次に2枚目の表面、「(3) 新規参入の促進」につきましては、「①現状及び課題」として、令和4年～6年の実績を記載しています。課題としては、認定農業者等の地域の担い手の高齢化が進んでおり後継者や就農意欲がある若手が少ないこと、新たに農業経営を開始する際の資金や農地の確保、農業技術の習得等を挙げております。「②目標」については、上段に過去3年間の権利移動面積として、農地法第3条許可及び農業経営基盤強化促進法に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積を記載し、その平均が17.7haとなります。下段の新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積については、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上とされておりますので、2haと設定します。

続きまして「2 最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」につきましては、1人当たりの活動日数として月7日と設定します。「(2) 活動強化月間の設定目標」については、年間3ヶ月以上の設定を求められておりますので、記載のとおり6月、1月、2月を活動強化月間とします。「(3) 新規参入相談会への参加目標」については、一宮市・稲沢市・愛知西農業協同組合が共同で開催する、はつらつ農業塾担い手コース説明会への参加を設定します。

「令和7年度の最適化活動の目標の設定等」についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、第3号議案「農業委員会による最適化活動の目標について」は、原案どおり可決・決定することといたします。

続きまして、日程第5「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転11件です。詳細は、2ページから4ページとなります。2ページの75番から3ページの81番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。82番から84番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。4ページの85番につきましては、家族間の贈与のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法3条許可11件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の5ページをご覧ください。

議案第2号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用1件です。詳細は、6ページをご覧ください。

12番につきましては、分家住宅を建築するものです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。都市計画法上の許可につきましては、建築指導課と調整済みです。

以上、農地法4条許可1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。まず、議案第3号、231番、246番につきましては、奥智子委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会総会会議規則第15条の規定により、議事に参与できませんのでご退席いただき、この案件を先に審議させていただきますので宜しくお願いします。

<奥 智子 委員 退席>

【熊澤議長】

事務局、議案第3号、231番、246番を説明願います。

【近藤課長補佐】

議案第3号、231番、246番について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転1件、使用貸借権設定1件です。提出議案の8ページをご覧ください。

231番につきましては、分家住宅を建築するものです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段に記載されているとおりです。都市計画法上の許可につきましては、建築指導課と調整済みです。提出議案の11ページをご覧ください。246番につきましては、駐車場として利用されるものです。

以上、農地法5条許可2件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号、231番、246番については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

<奥 智子 委員 自席に戻る>

【熊澤議長】

引き続き、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

２３１番、２４６番を除く議案第３号について、ご説明申し上げます。提出議案の７ページをご覧ください。

申請内容は、先ほどご審議いただきました２３１番、２４６番を除き、所有権移転１５件、使用貸借権設定６件、賃借権設定３件です。詳細は、８ページから１３ページとなります。

８ページの２２９番から９ページの２３８番につきましては分家住宅、１０ページの２３９番につきましては自己用住宅、２４０番につきましては診療所、２４１番につきましては店舗、２４２番につきましては流通業務施設を建築するものです。２４３番につきましては既存宅地ための最小限の通路として利用されるものです。以上、１４件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。１１ページの２４４番から２４７番につきましては駐車場、２４８番、１２ページの２４９番につきましては駐車場兼資材置場、２５０番から１３ページの２５４番につきましては資材置場として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。２４２番、２４４番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法５条許可２４件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、２３１番、２４６番を除く議案第３号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第４号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について」

を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の 14 ページをご覧ください。

議案第 4 号について、ご説明申し上げます。本案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定についてです。今月の申請は、1 件です。詳細は、15 ページをご覧ください。

4 番につきましては、被相続人が自ら耕作していた農地につきまして、相続人もまた、自ら耕作を続けるとのことで申請がなされています。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1 件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第 4 号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、日程第 6 「報告事項」を議題とします。

- ・報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第 3 号「事業計画変更承認報告について」
- ・報告第 4 号「現況証明報告について」

また、本日追加で

- ・報告第 5 号「農業委員会事務局の人事について」
- を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第5号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページから3ページの7件です。4ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、5ページから6ページの所有権移転5件、使用貸借権設定2件です。7ページをご覧ください。報告第3号は、事業計画変更承認報告についてです。今月の報告は8ページの1件です。9ページをご覧ください。報告第4号は、現況証明報告です。今月の報告は、10ページの5件です。追加でお配りいたしました、報告第5号は、農業委員会事務局の人事についてです。

以上、報告第1号から報告第5号まで一括してご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第5号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

【浅野委員】

報告3号の事業計画変更承認報告についてですが、兼用住宅から専用住宅への変更とありますが、内容について説明してください。

【熊澤議長】

確認のため、ここで、暫時休憩とします。

休 憩（午後3時05分）

<休 憩>

再 開（午後3時15分）

【熊澤議長】

休憩を閉じて、議事を再開します。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

報告3号の事業計画変更承認報告につきましては、当初計画では、分家住宅の建物内の1部屋を事務所として使用する計画でしたが、事務所としての利用

計画を取りやめ、専用住宅とするよう計画を変更されるものです。

【熊澤議長】

他にご意見・ご質問等はありませんか。

【浅野委員】

報告第5号の農業委員会事務局の人事についてですが、今回、事務局長が交代となる内容です。現事務局長が令和6年4月に着任してわずか1年で交代ということです。農業委員会事務局は7名体制ですが、業務も多岐にわたることから、知識や経験が求められます。そのような中で、わずか1年間で人事異動がなされるということはどうかと考えます。

【熊澤議長】

農業委員会事務局の業務が多忙となる際には、補助的にはなるとは思いますが、農業振興課の職員の応援を市に要請していきたいと考えています

【熊澤会長】

他にご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第5号までご承認いただいたものといたします。

【熊澤議長】

それでは、以上をもちまして、第12回総会を閉会いたします。

本日、皆様に配布しております、議案書4冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

(午後3時25分)

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 熊澤 宣明

署名者 星野 幸代

署名者 成瀬 宏満